

I. 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

1. ウッドファースト社会実現に向けての取組

- (1) 県民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- (2) 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働きかける。

2. 消費者、需要者への普及活動

- (1) 木材利用拡大への普及活動
 - ア 規模の大きい展示会、ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり、都市での木材需要の拡大等における木材利用に関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組む。
 - イ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材PRポスター、カレンダー、リーフレットの作成配布、補助事業を活用したマスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及促進に努める。
- (2) 木材利用に関する教育活動等の推進
 - ア 小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力などにより、児童・生徒はもとより、教職員、保護者も含めた「木育」活動を推進する。
 - イ 木育活動を行う関係団体、行政等と連携して、将来を担う子供達に「木と共にある暮らしの木と触れ合うあたたか味」を感じてもらい、将来も木材を使ってもらえるような普及活動を推進する。

3. 地球温暖化防止対策等としての木材利用

- (1) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築に努める。

また、国民の間に浸透してきているSDGsの取組を活用し、循環型

資源、地域型資源である国産材需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

(2) 違法伐採対策の推進等

違法伐採対策に関しては、クリーンウッド法に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。

ア 改正クリーンウッド法の施行（令和7年4月）に対しては、グリーン購入法及び林野庁ガイドラインに基づく取組との整理を含めて、効果的、効率的な運用となるよう働きかけを強化する。また、会員等への迅速な情報提供に努めるとともに、改正クリーンウッド法の円滑な施行に向けて会員等に周知するとともに体制整備の取組を推進する

イ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

(3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスの発電利用等について、現状の燃料材の需給ひっ迫の状況に鑑み、関係団体との一層の連携を図り、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築、情報提供などの推進に取り組む。

II. 住空間・街づくりへの総合的な木材利用の拡大への取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

1. 住空間への取組

(1) 木造住宅等の取組

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要であり、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及啓発や部材・製品開発等を推進する。また、地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

(2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な制度の見直し、設計仕様等基準の充実、税制改正等に取り組む。

また、改正された建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」、「信頼」のJAS製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

(3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで推進してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、令和7年度に予定されている改正建築基準法の施行や花粉症対策に資するスギ材の利用拡大の気運を醸成・普及していくため、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による木造建築の取組、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

2. 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

(1) 「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、公共建築物にあつては法制度に基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組む。

また、協定制度の普及に努めるとともに、経済界との連携を図りつつ、民間建築物の木造化、木質化の拡大に取り組む。

木材利用推進中央協議会や森林を活かす都市の木造化推進協議会と連携し、制度・基準の見直しを国に働きかけつつ、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

(2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅、中高層建築物の木造化、木質化を推進するとともに木のある暮らしや木の街づくりの普及啓発等の強化に取り組む。

(3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。

3. 地域建築関係者との連携促進

木材の利用拡大のため、地域における建築・設計関係団体等との連携強化に取り組む。

地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に

推進する。

Ⅲ. 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1. 木材産業の経営安定化の取組

(1) 経営の安定化対策

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、林業施設整備等利子助成制度などの有効活用を努める。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策、制度が3年延長された軽油引取税の免税措置、等の有効活用に取り組む。

(2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進する。

イ 働き方改革を進める中で、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働行政等諸制度・施策の遵守（コンプライアンス）等を普及推進する。

ウ 厚生労働省から技能実習評価試験実施機関として認定（令和5年10月）されたことを踏まえ、外国人技能実習制度に係る安全規範確認業務及び試験実施業務を行なう。

エ 林野庁の特定技能制度への木材産業の追加検討を踏まえ、全木連として木材産業の追加実施に必要な措置の検討を行い、準備の整ったものから順次実施する。

(3) 労働安全対策等

ア 令和6年度から適用される労災保険率千分1引下げは木材・木製品製造業全体で労災保険料数億の負担減と試算され、労働安全が経営の負担軽減にも直接つながることも踏まえつつ、ブロックゼロ災推進会議等への出席・情報提供等に取り組む。

イ 令和6年度林野庁予算における労働安全関係事業に即して、製材工場等の安全診断・指導を実施するとともに安全研修会を開催する県木連への助成を行なう。また、林業機械化協会と連携し林野庁予算事業による安全講習会等を実施する。

2. 生産加工・流通対策の推進

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に、いわゆる物流の「2024年問題」も見据えながら取り組む。

(1) 「物流の 2024 問題」への対応

「物流の 2024 問題」に対応して、農林水産省に設置された「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」等に参画し情報の収集共有を図るなど物流問題への対応を強化する。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組を推進する。特に、品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

J A S 構造材利用の拡大に対応し、J A S 認証工場を普及し J A S 材生産の強化を図る。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、林業施設整備等利子助成制度、木材加工設備等リース導入支援制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ 住宅、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築や森林の持続可能性の確保された木材の安定供給体制の構築に向け、中央や地方において需給情報連絡協議会に参加し、木材の需給動向の的確な把握や情報伝達に取り組む。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

エ 持続可能性の確保された木材を生産するため、地域における再造林の確保の活動に取り組む。

(4) 技術・製品開発への取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装

材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。

ウ 中高層の建築物の木造化、木質化促進のため、建築関係者と連携し部材、工法等の開発を推進する。

エ JAS製品の普及を促進するための技術開発を、国・都道府県の試験・研究機関、関係団体、機械メーカー等と連携して取り組む。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引続き推進する。

イ 貿易問題への対応と海外との交流

(i) 関係団体等との連携の下に、TPP、日EU経済連携協定、日米貿易協定による木材貿易の動向を注視し、国際競争力確保のため、国内対策の一層の充実を国に働きかけるとともに、効果的な実施に努める。

(ii) 米国、インドネシア等の木材関係団体等との意見交換を引続き実施し、必要に応じ韓国の木材関係団体との意見交換を行なう。

(iii) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について改正後の対応も含め、林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

3. 東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の復興・復旧と

木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

能登半島地震の復旧・復興に当たっては、被災県と連携し、木造、木材製品の利用が推進されるよう取り組む。

IV. 安全・安心の木材利用・供給の推進

1. 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築物においては構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

2. JAS製材品の供給及び利用推進

ア 一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、県市連、買方協と共同して実施するJAS製材品普及展示会のほか、HP、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」利用普及と供給促進に取り組む
イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS規格製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給の図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。

エ 愛知県産材認証木材制度へのJAS製材規格の活用とそれら制度に基づく認定工場等へのJAS製材認定工場登録を推進する。また、必要な制度改善、規格見直し等の検討・提案活動に取り組む。

3. 乾燥材の供給促進

(1) 乾燥材生産・供給を推進する。乾燥材の生産施設整備に係る補助・交付金事業、リース事業、融資・保証制度、税制等の有効活用による整備促進に取り組む。特に中小工場における、連携による乾燥材生産体制の推進に取り組む。

4. 合法木材・愛知県産材の取組み

(1) クリーンウッド法に対応して、林野庁ガイドラインに基づく認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、需要者、消費者の違法伐採対策への理解を深め、民間需要における合法伐採木材の利用拡大を図るため、展示会等に出展し、各種メディアを活

- 用した普及活動を展開する。
- (2) クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と林野庁ガイドラインに基づく事業者認定及び合法木材供給制度の信頼性確保のため、認定団体、合法木材供給事業者等を対象とした研修会、セミナー等を開催する。
 - (3) クリーンウッド法の見直し、改正の動きに対応し、会員、木材関連事業者、消費者等への情報提供、理解の促進対策の構築に努める。
 - (4) 都道府県産材認証制度等の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに、都道府県の枠を超えた取組の在り方についても都道府県関係者と連携し検討する。

5. 環境、健康・安全対策の推進

(1) 健康、安全対策

ア 木材の健康性能の普及

- ①木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組む。
- ②アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。
- ③自然素材（ムク材）は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし、内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

V. 組織活動の活性化等の取組

1. 県木連等団体の活性化の推進

(1) 愛知県産材認証機構の取組

（平成21年3月19日設立、会長 西垣洋一）

県内で伐採された木材、又はその木材を使用した製材品等を「あいち認証材」として認証し、消費者が愛知県産材を選択できるようにホームページにより認定事業者名の公開を行うなど制度のPRを図るため、取組みを推進する。

(2) 公益目的事業の適切な実施

一般社団法人化移行申請に当たって認可を受けた公益目的事業について、その円滑かつ効果的な実施に取り組む。

(3) 国・県の施策等への積極的な対応

- ①補助・委託事業への獲得をめざして積極的に応募する。
- ②意見の公募（パブリックコメント）には積極的に対応する
- ③行政等の意見交換会などを開催する。
- ④県木連組織強化

- ・ 会員加入促進（賛助会員含む）

2. JAS 構造材個別実証事業（令和5年度補正）

これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、JAS の格付実績の低い構造材（機械等級製材及び目視等級製材 2×4 製材、CLT）を積極的に利用する普及・実証を実施。

(1) JAS 構造材活用事業者拡大事業

工務店等木材の実需者や発注者における、JAS 構造材（無垢製材、CLT）を積極的に活用する気運を高めるため「JAS 構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動支援。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図る。

(2) JAS 構造材実証支援事業

(1) の登録事業者（建築業者）が木造非住宅分野を中心に JAS 構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS 構造材の調達費の一部を支援する。

3. 木退共・各種共済事業・損保事業の推進

(1) 全木連・全木協連共済制度

- ア 中型グループ共済等（大同生命と提携）
- イ 損害賠償共済（A I U 保険と提携）
- ウ 特定退職金共済（住友生命と提携）

4. 環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会

2020年2月に立ち上げた「環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会」は環境都市実現のための木造化・木質化を推進し、森林から都市までが持続的に活性化する循環型・低炭素社会の形成を目指し、協議会の活動通じて E S G（環境・社会・企業統治）の実践を支援し、社会に貢献する。

- (1) 木造建築技術者育成実施業務
- (2) あいち木造・木質化サポートセンター運営業務
- (3) 非住宅建築物の木造化普及啓発事業
- (4) シンポジウムの開催

5. 大径材需要拡大促進事業

大径材の需要を拡大することにより、「伐る・使う→植える→育てる」の循環型林業を推進することを目的に、外国産材に依存している横架材等の建築部材の県産材へ切り替えを促すとともに、安定した供給体制の確立と需要の創出に向けた取り組みを実施する。

(1) 大径材需要拡大促進検討会(R5.1月設置)

学識経験者木材生産、木材加工流通、建築分野の関係者及び現県からなる検討会により、県産横架材等の普及のための具体的な取組手法や官民の協働のあり方等を検討し、大径材の需要拡大に向けた具体施策につながる方針等の取りまとめを行う。

(2) 県産木材の新規用途拡大事業

ア 大径材の需要拡大に向けたサプライチェーンモデルの構築

直径 30 cmを超える木材の有効利用を図るため、外国産材に依存している建築部材を県産木材へ転換する転換する取組として、部材の供給体制構築に向けた流通実証を実施する。

イ 県産横架材の普及啓発

県産横架材を利用し新築した住宅等の現地見学会の実施及び県内の主要な木材市場を活用した県産横架材製品の展示PRを実施する。

6. 木材青壮年団体の育成

(1) 愛知県木材青壮年団体連合会により森林基金事業の開催

7. 顕彰事業の実施

(1) 木材産業功労者表彰

(2) 組合功労者、優良従業員表彰

8. 第58回全国木材産業振興大会の開催

主 催：全木連、全木協連

期 日：令和6年10月31日（木）

場 所：鹿児島県鹿児島市

9. (一社)愛知県木材組合連合会設立70年記念事業の開催(予定)

設 立：昭和29年11月